

公共調達に適正化について（平成18年8月25日付財計第2017号）に基づく随意契約に係る情報の公表（物品・役務等）
及び公益法人に対する支出の公表・点検の方針について（平成24年6月1日 行政改革実行本部決定）に基づく情報の公開

付紙様式第4

物品役務等の名称及び数量	契約担当官等の氏名並びにその所属する部局の名称及び所在地	契約を締結した日	契約の相手方の商号又は名称及び住所	法人番号	随意契約によることとした会計法令の根拠条文及び理由 (企画競争又は公募)	予定価格	契約金額	落札率	再就職の役員の数	公益法人の場合			備考
										公益法人の区分	国所管、都道府県所管の区分	応札・応募者数	
賃貸借契約（東富士演習場）	支出負担行為担当官 南関東防衛局長 鋤先 幸浩 神奈川県横浜市中区 北仲通5-57	令和7年9月1日	御殿場市印野財産区 印野支所長 山本 明久 御殿場市印野1699	-	会計法第29条の3第4項、 予算決算及び会計令第 102条の4第3号の規定を 適用し、左記相手方と随 意契約を締結したもので ある。	78,431,772円	78,431,772円	100.00%					
賃貸借契約（東富士演習場）	支出負担行為担当官 南関東防衛局長 鋤先 幸浩 神奈川県横浜市中区 北仲通5-57	令和7年9月1日	御殿場市印野財産区 印野支所長 山本 明久 御殿場市印野1699	-	会計法第29条の3第4項、 予算決算及び会計令第 102条の4第3号の規定を 適用し、左記相手方と随 意契約を締結したもので ある。	125,486,652円	125,486,652円	100.00%					
賃貸借契約（東富士演習場）	支出負担行為担当官 南関東防衛局長 鋤先 幸浩 神奈川県横浜市中区 北仲通5-57	令和7年9月1日	御殿場市玉穂財産区 御殿場市玉穂支所長 村松 哲哉 静岡県御殿場市菜黄 沢750	-	会計法第29条の3第4項、 予算決算及び会計令第 102条の4第3号の規定を 適用し、左記相手方と随 意契約を締結したもので ある。	1,789,740円	1,789,740円	100.00%					
賃貸借契約（東富士演習場）	支出負担行為担当官 南関東防衛局長 鋤先 幸浩 神奈川県横浜市中区 北仲通5-57	令和7年9月1日	御殿場市高根財産区 御殿場市高根支所長 杉山 和彦 御殿場市塚原74-16	-	会計法第29条の3第4項、 予算決算及び会計令第 102条の4第3号の規定を 適用し、左記相手方と随 意契約を締結したもので ある。	7,158,960円	7,158,960円	100.00%					
賃貸借契約（滝ヶ原駐屯地）	支出負担行為担当官 南関東防衛局長 鋤先 幸浩 神奈川県横浜市中区 北仲通5-57	令和7年9月1日	御殿場市玉穂財産区 御殿場市玉穂支所長 村松 哲哉 静岡県御殿場市菜黄 沢750	-	会計法第29条の3第4項、 予算決算及び会計令第 102条の4第3号の規定を 適用し、左記相手方と随 意契約を締結したもので ある。	45,507,840円	45,507,840円	100.00%					
賃貸借契約（東富士演習場）	支出負担行為担当官 南関東防衛局長 鋤先 幸浩 神奈川県横浜市中区 北仲通5-57	令和7年9月1日	情報公開法第5条第 2号に基づき記載し ない	-	会計法第29条の3第4項、 予算決算及び会計令第 102条の4第3号の規定を 適用し、左記相手方と随 意契約を締結したもので ある。	85,371,108円	85,371,108円	100.00%					

※公益法人の区分において、「公財」は、「公益財団法人」、「公社」は「公益社団法人」、「特財」は、「特例財団法人」、「特社」は「特例社団法人」をいう。

(注) 必要があるときは、各欄の配置を著しく変更することなく所要の変更を加えることその他所要の調整を加えることができる。

公共調達適正化について（平成18年8月25日付財計第2017号）に基づく随意契約に係る情報の公表（物品・役務等）
及び公益法人に対する支出の公表・点検の方針について（平成24年6月1日 行政改革実行本部決定）に基づく情報の公開

物品役務等の名称及び数量	契約担当官等の氏名並びにその所属する部局の名称及び所在地	契約を締結した日	契約の相手方の商号又は名称及び住所	法人番号	随意契約によることとした会計法令の根拠条文及び理由 (企画競争又は公募)	予定価格	契約金額	落札率	再就職の役員の数	公益法人の場合			備考
										公益法人の区分	国所管、都道府県所管の区分	応札・応募者数	
賃貸借契約（滝ヶ原駐屯地）	支出負担行為担当官 南関東防衛局長 鋤先 幸浩 神奈川県横浜市中区 北仲通5-57	令和7年9月1日	情報公開法第5条第2号に基づき記載しない	-	会計法第29条の3第4項、 予算決算及び会計令第102条の4第3号の規定を適用し、左記相手方と随意契約を締結したものである。	165,364,548円	165,364,548円	100.00%					
賃貸借契約（富士宮舎地区）	支出負担行為担当官 南関東防衛局長 鋤先 幸浩 神奈川県横浜市中区 北仲通5-57	令和7年9月1日	情報公開法第5条第2号に基づき記載しない	-	会計法第29条の3第4項、 予算決算及び会計令第102条の4第3号の規定を適用し、左記相手方と随意契約を締結したものである。	442,924,284円	442,924,284円	100.00%					

※公益法人の区分において、「公財」は、「公益財団法人」、「公社」は「公益社団法人」、「特財」は、「特例財団法人」、「特社」は「特例社団法人」をいう。

(注) 必要があるときは、各欄の配置を著しく変更することなく所要の変更を加えることその他所要の調整を加えることができる。